

第1章 計画策定における基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症の対応においては、様々な点において行政におけるデジタル化の遅れを顕在化させるものとなりました。

そこで国においては、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を決定し、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を目指すべきデジタル社会のビジョンに掲げ、行政のみならず、社会経済活動全般のデジタル化を強力に推進する方針を示しました。また、特に自治体が重点的に取り組むべきデジタル化については、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX[※])推進計画」という形で内容が具体化され、全国の自治体はこの計画を基にデジタル化に取り組むこととなりました。

本市においても様々な課題に対しデジタル技術を徹底的に活用することで、さらなる「市民サービスの向上」と「業務の効率化」を達成すべく、「船橋市 DX 推進計画」を策定し、船橋市役所一丸となってデジタル化に取り組みます。

図-1:計画策定の趣旨イメージ

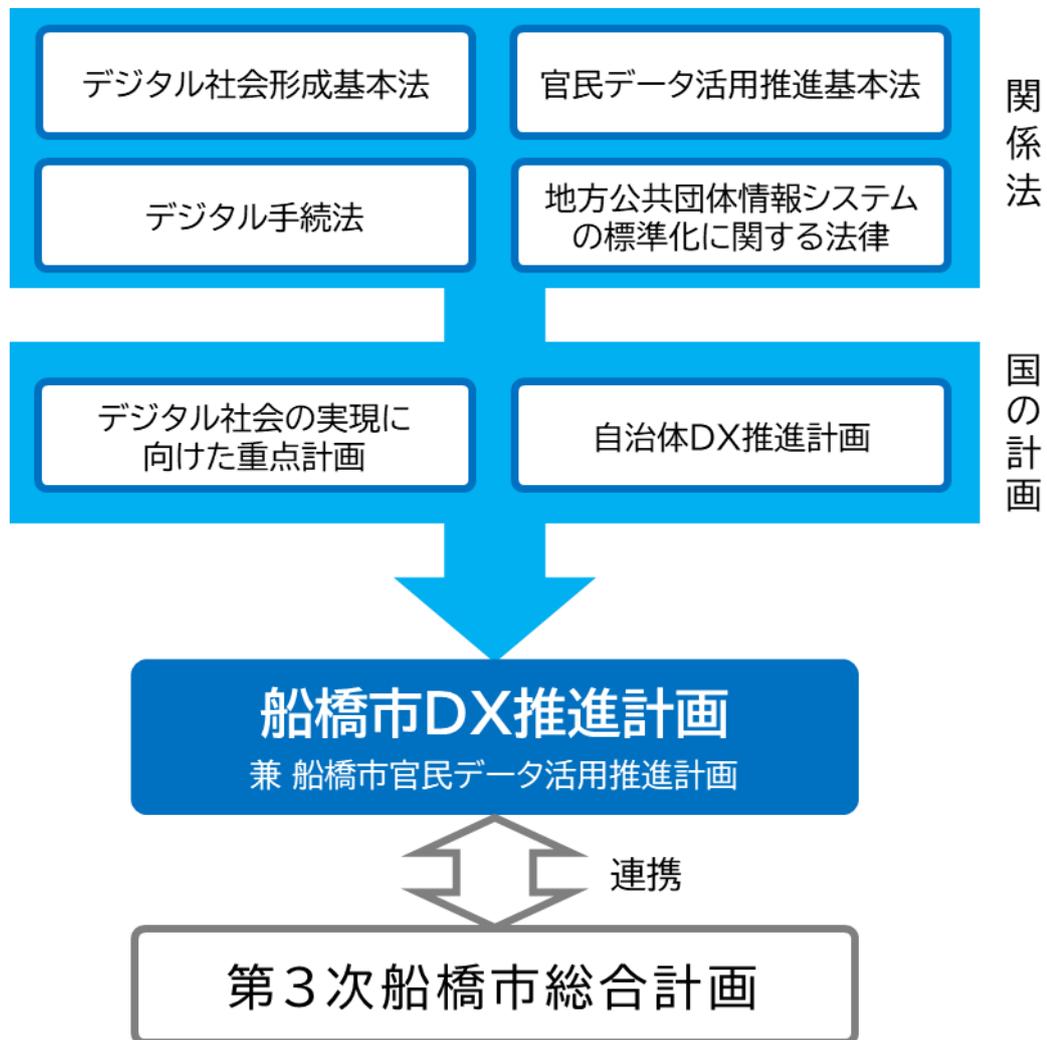


2. 計画の位置づけ

本計画は、国の動向等も十分に考慮しながら、本市が取り組むデジタル化の方向性を示す総合的な計画として位置づけます。

また、官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第9条第3項に規定する、市町村官民データ活用推進計画としても位置づけます。

図-2:計画の位置づけ



3. 実施期間

本計画の期間は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間とします。

ただし、デジタル技術の進化は日進月歩であることから、本市の取り組みも時代の潮流に合わせて柔軟に対応させていくため、必要に応じて見直しを行います。

図-3: 計画の実施期間

